

有料老人ホームの見直し

－入居者の保護を目的とした定義等の見直し－

<現行の定義等>

- 常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供
その他日常生活上必要な便宜を供与すること
を目的とする施設で老人福祉施設でないもの
- 都道府県への事前届出が義務
- 都道府県は調査権を持ち、入居者の処遇に問題があるとき等は改善命令等の措置

<現状と課題>

- 入居者保護の必要性に人数による相違はない
- 外食・配食産業の進展により、食事の提供の外部化が相当程度可能
- あえて定義にあてはまらないよう、食事を提供せず、介護の提供は行う事業者が存在
- 一時金について、使途に関する情報や倒産等の場合の備えが不足

見直し内容

<定義>

- 人数要件の廃止
- 提供サービス要件の見直し
→①食事の提供、②介護の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかのサービスを行う施設を対象
- サービスの提供を、委託で行う場合、将来においてサービス提供を約束する場合を対象とすることを明確化

<入居者保護の充実>

- 帳簿保存、情報開示義務化
- 倒産等の場合に備えた一時金保全措置の義務化※
- 都道府県の立入検査権付与改善命令の際の公表

※経過措置あり